

表(1) 保険料の料率

	区分	平成25年度	平成24年度	差引
医療分	所得割率	7.69%	7.69%	0.00%
	均等割額	22,610円	22,610円	0円
	平等割額	25,200円	25,200円	0円
	最高限度額	510,000円	510,000円	0円
支援金分	所得割率	2.95%	2.73%	0.22%
	均等割額	8,630円	7,840円	790円
	平等割額	10,100円	8,740円	1,360円
	最高限度額	140,000円	140,000円	0円
介護分	所得割率	3.19%	2.79%	0.40%
	均等割額	9,920円	8,190円	1,730円
	平等割額	8,210円	6,870円	1,340円
	最高限度額	120,000円	120,000円	0円

保険料の負担

みなさんに納めていただく保険料は医療分・支援金分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかると、支援金分は後期高齢者医療を支える分です。また、介護分は40歳から64歳までの国保加入者(第2号被保険者)にかかる介護保険分です。

保険料の負担

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金など加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成25年4月1日現在で、13,149世帯(加入率43・5パーセント)、22,507人(加入率28・7パーセント)が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

平成25年度 国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

「医療分」の保険料は1年間に必要とする医療費の見込額から、また「支援金分」の保険料は後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分」の保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあうものです。医療分と支援金分、

介護分をあわせた保険料の額は「平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書」により、6月14日付けで世帯主あてに通知しています。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援金分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成25年度保険料の料率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高

い人も低い人も、それぞれ受ける医療などの内容は同じです。このことから保険料には負担の限度額が設けられています。

医療分、支援金分、介護分それぞれの限度額は表(1)のとおりです。

保険料の計算方法

保険料は、加入者の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)、裏面の表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援金分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者に変更があったときは、保険料を月単位で再計算し、届出の翌月以降に平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。ただし保険料のうち介護分については、40歳になる月(月の初日

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、

保険料の特別徴収

平成25年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成25年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民

健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるのは、○国保加入者全員が65歳以上の世帯 ○年金支給額が年額18万円以上 ○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されてい

た場合は引き続き口座振替により納付していただきます。特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。口座振替への変更には

表(2) 保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援金分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)
 ※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります
 ※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例) 世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	27,900円	10,700円	5,400円	44,000円
82万円	5割	84,100円	32,400円	24,600円	141,100円
100万円	2割	125,900円	48,500円	35,800円	210,200円
300万円	-	298,300円	114,700円	103,300円	516,300円
600万円	-	510,000円	140,000円	120,000円	770,000円

*保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

還付金詐欺にご注意ください!

最近、市職員や社会保険庁職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。城陽市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てない、動揺しない
- ②必ず本人や関係行政機関に連絡する
- ③振り込む前に家族に相談する
- ④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください
消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

平成25年4月から国民健康保険料の納付について、コンビニ納付が可能となりました。お手元に届いている納付書を確認してください。バーコードがある納付書はコンビニで納付できますが、以下の

保険料のコンビニ納付が始まりました

- ①金融機関への届出(通帳、通帳届出印)
- ・被保険者証または平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書
- ②国保医療課への届出
- ・被保険者証
- ・印かん
- ・口座振替依頼書控えが必要

7月未だに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。
※納付できない場合はこれまでどおり金融機関などで納付してください

保険料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替は市内の取扱金融機関に限りです。通帳、通帳届出印と平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書を持参のうえ、取扱金融機関の「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、事務課納付係 ☎(56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。○口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からです。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される短期被保険者証の交付になります。この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合には

○申込手続き 口座振替は市内の取扱金融機関に限りです。通帳、通帳届出印と平成25年度国民健康保険料決定(更正)通知書を持参のうえ、取扱金融機関の「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、事務課納付係 ☎(56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。○口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からです。

京都地方税機構(☎(46)0807)に相談していただくようご案内しています。保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れているも国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けるのと、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。必ず納期限内(当初は7月1日まで)に、国保医療課窓口で相談してください。○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人 ○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人 ○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人 ○給付制限を受けている人(例・拘置所などに拘禁されている人) ※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合には限られます ※減免の可否については市の基準に基づき審査を行います

保険料の滞納が困難な状況の人

特定健診を実施しています
40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、6月1日から10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。被保険者証と一部負担金(免除者を除く)を持参のうえ受診してください。

各種がん検診 各種がん検診を6月1日から10月31日まで実施しています。(胃がん、肺がん除く)ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の西暦偶数年生まれの女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の西暦偶数年生まれの女性(子宮頸がん検診・乳がん検診の実施期間は11月30日まで)です。受診時点で国保に加入している場合、一部負担金は、国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください(子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん

ジェネリック医薬品を使いましょう
ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3〜7割です。ジェネリック医薬品を使用することにより医療費の節減になります。市では国民健康保険被保険者証の交付とあわせてジェネリック医薬品希望カードを配布

国民健康保険被保険者証の収納に便利なカードケースを北部、東部、南部、今池、青谷、寺田の各コミセンと地域ふれあいセンターに設置しています。必要な人はご使用ください。



表(3) 保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[33万円] 以下
5割軽減	[33万円 + 24.5万 × 加入者数 (世帯主除く)] 以下
2割軽減	[33万円 + 35万円 × 加入者数] 以下

人間ドック・脳ドック受診者の募集について

4月11日~19日まで募集しました平成25年度の人間ドック・脳ドック受診希望者の申し込みの結果、国保加入者の人間ドック・脳ドックは、定員700人に対し1,332人の申し込みがありました。高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員160人に対し337人の申し込みがありました。受診できる人は、国保運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は

- ①平成24年度落選した人
- ②平成24年度申し込みしていない人
- ③平成24年度当選し、キャンセルした人
- ④平成24年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成25年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	351人	200人	56人	30人
脳ドック	198人	150人	83人	50人
人間ドック・脳ドック同時受診	783人	350人	198人	80人
合計	1,332人	700人	337人	160人

